

固定資産税(償却資産)の課税標準の特例が適用される主な資産と必要書類

(一部抜粋)

特例対象資産	根拠法令	具体例	取得時期	適用期間	特例割合	必要書類
汚水又は廃液の処理施設 (新設・増設のみ)	地方税法本法附則 第15条第2項 第1号	沈殿・浮上装置、油水分離装置など	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	期限なし	1/2 (わがまち特例)	・特定施設設置等完了届出書の写し ・対象施設の図面等 ・配置図
下水道除害施設 (新設・増設のみ)	地方税法本法附則 第15条第2項 第5号	沈殿・浮上装置、油水分離装置など	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	期限なし	4/5 (わがまち特例)	・特定施設設置等完了届出書の写し ・対象施設の図面等 ・配置図
再生可能エネルギー発電設備	地方税法本法附則					
太陽光発電設備 1,000kW 未満	第15条第26項 第1号イ	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備等	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年間	2/3 (わがまち特例)	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し ・設置場所の地図
太陽光発電設備 1,000kW 以上	第15条第26項 第2号イ				3/4 (わがまち特例)	
風力発電設備 20kW 以上	第15条第26項 第1号ロ	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年間	2/3 (わがまち特例)	・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給契約確認書」の写し ・設置場所の地図
風力発電設備 20kW 未満	第15条第26項 第2号ロ				3/4 (わがまち特例)	

水力発電設備 5,000kW 以上	第 15 条第 26 項 第 2 号ハ	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	3年間	3/4 (わがまち特例)	・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給契約確認書」の写し ・設置場所の地図
水力発電設備 5,000kW 未満	第 15 条第 26 項 第 3 号イ				1/2 (わがまち特例)	
地熱発電設備 1,000kW 未満	第 15 条第 26 項 第 1 号ハ	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	3年間	2/3 (わがまち特例)	・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給契約確認書」の写し ・設置場所の地図
地熱発電設備 1,000kW 以上	第 15 条第 26 項 第 3 号ロ				1/2 (わがまち特例)	
バイオマス発電設備 10,000kW 以上 20,000kW 未満	第 15 条第 26 項 第 1 号ニ	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	3年間	2/3 (わがまち特例)	・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給契約確認書」の写し ・設置場所の地図
バイオマス発電設備 10,000kW 未満	第 15 条第 26 項 第 3 号ハ				1/2 (わがまち特例)	
企業主導型保育事業用 資産	地方税法本法附則 第 15 条第 33 項	企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する固定資産	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日	5年間	1/2 (わがまち特例)	・企業主導型保育事業助成決定通知書(運営費)の写し

※添付資料につきまして、上記以外の書類も御提出いただく場合がありますので、御了承ください。